古物・質屋営業者の皆様へ

★古物・質屋営業法施行規則が一部改正になり ます(R6.4.1 施行)★

改正点 1 標識について

- 質屋の「表示札」の名称が「標識」に変更されました。 様式については従前のとおり(質屋営業法施行規則別記様式第2号)であり、現行の規定 により表示札を掲示している質屋においては、改正法の施行後も標識の掲示義務を履行して いることとなります。
- 質屋、古物商及び古物市場主は、従前のとおり、許可を受けたことを示す標識を営業所の 見やすい場所に掲示しなければなりません。

改正点 2 標識のウェブサイトへの掲載について

● 質屋、古物商及び古物市場主は、

氏名又は名称

許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号

を、当該事業者のウェブサイトに掲示することにより公衆の閲覧に供しなければならない こととされました。

【ウェブサイトへの掲載が免除される場合(次のいずれかに該当する場合)】

- ・常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- **※ただし、**特定古物商については、事業の規模に関わらず、氏名等及び取り扱う古物に関する事項をウェブサイトに掲示しなければならない。
- ウェブサイトは、例えば当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイト も含み、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に明瞭に掲示してください。

改正点 3 本人確認書類としての個人番号カードの明示

● 相手方の確認の方法として、古物営業法施行規則第 15 条第1項及び質屋営業法施行規則 第 16 条第1項において、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を受けることが例示されているところ、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の提示 についても、確認の方法の例示として追加されました。

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 2087-833-0110 最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課